

令和6年度
岩手県高等学校教育研究会 第1回評議員会

令和6年4月12日(金)
サンセール盛岡

次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 令和6年度役員(案)
 - (2) 令和5年度決算
 - (3) 「事務執行細則」の全部改正(案)
 - (4) 令和6年度予算(案)
 - (5) その他
- 4 連絡
 - (1) 各校・令和6年度会員登録及び会費納入
 - (2) 各部会・岩手県教育委員会への後援申請等
 - (3) その他
- 5 閉会

3 議事

(1) 第1号議案 ~~令和6年度役員(案)~~

会長	菊池省治	盛岡第二高等学校長
副会長	菊池郁聡	盛岡農業高等学校長
	瀬戸和彦	盛岡工業高等学校長
評議員	各校長	
理事(部会長)		
1 国語	嶋隆	盛岡北高等学校長
2 地歴・公民	三浦立	一関第一高等学校長
3 数学	田鎖伸也	盛岡南高等学校長
4 理科	千葉勝幸	北上翔南高等学校長
5 保健体育	横坂貴	花巻南高等学校長
6 音楽	菊池勝彦	不来方高等学校長
7 美術・工芸	橋本ゆかり	花泉高等学校長
8 書道	岩淵雅明	岩泉高等学校長
9 英語	佐々木伸良	福岡高等学校長
10 家庭・福祉	小松了	花北青雲高等学校長
11 農業	菊池郁聡	盛岡農業高等学校長
12 工業	瀬戸和彦	盛岡工業高等学校長
13 商業	大石恭平	水沢商業高等学校長
14 水産	伊東道夫	宮古水産高等学校長
15 情報	菅野幸貴	高田高等学校長
16 特別支援教育	藤原淳一	宮古恵風支援学校長
17 学校保健	森山学	盛岡聴覚支援学校長
18 進路指導	高橋克壽	盛岡商業高等学校長
19 図書館	大石敦子	大東高等学校長
20 生徒指導	村上智芳	黒沢尻工業高等学校長
21 教育相談	小野寺訓	水沢工業高等学校長
22 国際教育	寒河江和広	水沢高等学校長
監事	嶋隆	盛岡北高等学校長
	高橋克壽	盛岡商業高等学校長
	附田政登	盛岡誠桜高等学校長

部会事務局

No	部会名	部会長	事務局校	TEL/FAX	事務局長	会計担当
1	国語	嶋 隆 盛岡北高校長	020-0053 盛岡市上太田上川原96 盛岡市立高等学校	019-658-0491 019-658-0883	相馬 陽子 盛岡市立教諭	吉田 知治 盛岡市立教諭
2	地歴・公民	三浦 立 一関第一高校長	020-8515 盛岡市上田3-2-1 盛岡第一高等学校	019-623-4491 019-613-2516	酒井 朋聡 盛岡第一教諭	佐藤 幸久 盛岡第一指導教諭
3	数学	田鎖 伸也 盛岡南高校長	020-8515 盛岡市上田3-2-1 盛岡第一高等学校	019-623-4491 019-613-2516	松川 任孝 盛岡第一教諭	北川 貴彦 盛岡第一教諭
4	理科	千葉 勝幸 北上翔南高校長	024-0051 北上市相去町高前権13 北上翔南高等学校	0197-71-2122 0197-71-2160	鋤柄 貴 北上翔南教諭	川村 直子 北上翔南実習教諭
5	保健体育	横坂 貴 花巻南高校長	020-0841 盛岡市羽場18-11-1 盛岡工業高等学校	019-638-3141 019-638-8134	後藤 靖宏 盛岡工業教諭	菅野 淳 盛岡工業教諭
6	音楽	菊池 勝彦 不来方高校長	020-8515 盛岡市上田3-2-1 盛岡第一高等学校	019-623-4491 019-613-2516	千葉 英二 盛岡第一教諭	佐藤 素子 不来方教諭
7	美術・工芸	橋本 ゆかり 花泉高校長	028-3305 紫波町日詰字朝日田1 紫波総合高等学校	019-672-3690 019-672-2647	路奥 英範 紫波総合教諭	有馬 辰樹 盛岡市立教諭
8	書道	岩淵 雅明 岩泉高校長	020-0887 盛岡市上ノ橋町7-57 盛岡第二高等学校	019-622-5101 019-622-7952	千葉 圭子 盛岡第二教諭	佐藤 千香 花巻南教諭
9	英語	佐々木 伸良 福岡高校長	020-0835 盛岡市津志田26-17-1 盛岡第四高等学校	019-636-0742 019-636-0797	菅原 靖 盛岡第四教諭	千葉 美幸 盛岡第四教諭
10	家庭・福祉	小松 了 花北青雲高校長	028-3172 花巻市石鳥谷町北寺林11-1825-1 花北青雲高等学校	0198-45-3732 0198-45-3745	小松 咲子 花北青雲教諭	熊谷 礼子 花北青雲教諭
11	農業	菊池 郁聡 盛岡農業高校長	020-0605 滝沢市砂込1463 盛岡農業高等学校	019-688-4211 019-688-4215	菊池 文明 盛岡農業教諭	菊池 文明 盛岡農業教諭
12	工業	瀬戸 和彦 盛岡工業高校長	020-0841 盛岡市羽場18-11-1 盛岡工業高等学校	019-638-3141 019-638-8134	尾崎 芳彦 盛岡工業副校長	玉山 忠和 盛岡工業教諭
13	商業	大石 恭平 水沢商業高校長	023-0064 奥州市水沢字土器田1 水沢商業高等学校	0197-24-2101 0197-24-2102	下権谷 久和 水沢商業副校長	大石 美香 水沢商業実習教諭
14	水産	伊東 道夫 宮古水産高校長	027-0024 宮古市磯鶏3-9-1 宮古水産高等学校	0193-62-1430 0193-64-5568	黒澤 長 宮古水産教諭	中島 朋浩 宮古水産実習教諭
15	情報	菅野 幸貴 高田高校長	029-2205 陸前高田市高田町字長砂78-12 高田高等学校	0192-55-3153 0192-55-6758	青木 智江 高田教諭	松尾 優和 高田教諭
16	特別支援教育	藤原 淳一 宮古恵風支援学校長	027-0097 宮古市崎山5-88 宮古恵風支援学校	0193-63-0400 0193-64-3617	熊沢 太地 宮古恵風支援教諭	豊間根 忍 宮古恵風支援講師
17	学校保健	森山 学 盛岡聴覚支援学校長	020-0605 滝沢市砂込1463 盛岡農業高等学校	019-688-4211 019-688-4215	木戸口 俊子 盛岡農業指導教諭	遠藤 明子 盛岡農業美護教諭
18	進路指導	高橋 克壽 盛岡商業高校長	020-0866 盛岡市本宮2-35-1 盛岡商業高等学校	019-636-1026 019-635-2039	川口 進 盛岡商業教諭	三浦 秀樹 盛岡商業教諭
19	図書館	大石 敦子 大東高校長	020-0866 盛岡市本宮2-35-1 盛岡商業高等学校	019-636-1026 019-635-2039	勝又 さつき 盛岡商業教諭	黄金崎 舞 盛岡商業実習教諭
20	生徒指導	村上 智芳 黒沢尻工業高校長	024-8518 北上市村崎野24-19 黒沢尻工業高等学校	0197-66-4115 0197-66-4117	北田 文祐 黒沢尻工業教諭	阿部 めぐみ 黒沢尻工業教諭
21	教育相談	小野寺 訓 水沢工業高校長	023-0003 奥州市水沢佐倉河字道下100-1 水沢工業高等学校	0197-24-5155 0197-24-5156	堺田 誠之 水沢工業教諭	小野寺 智子 水沢工業教諭
22	国際教育	寒河江 和広 水沢高校長	023-0864 奥州市水沢竜ヶ馬場5-1 水沢高等学校	0197-24-3151 0197-24-3151	高橋 慎二 水沢教諭	高橋 利幸 水沢教諭
	本部	菊池 省治 盛岡第二高校長	020-0887 盛岡市上ノ橋町7-57 盛岡第二高等学校	019-622-5101 019-622-7952	細川 英人 盛岡第二副校長	桂木 広美 盛岡第二事務局長 菊池 達哉 盛岡第二教諭

本部事務局

事務局長
事務局員

細川 英人
桂木 広美
菊池 達哉
稲邊 智紀
荒木田 大貴
坂本 貴大

盛岡第二高等学校副校長
盛岡第二高等学校事務局長
盛岡第二高等学校教諭
盛岡第二高等学校教諭
盛岡第二高等学校教諭
盛岡第二高等学校教諭

(2) 第2号議案 令和5年度決算

1 収入の部

(単位: 円)

項目	予算額	決算額	予算残高	備考
A 前年度繰越	182,323	182,323	0	
B 会費	11,947,200	11,939,300	-7,900	一種登録3,996名、全日76校・定数特30校
C 雑収入	7	9	2	利息
合計	12,129,530	12,121,632	-7,898	

2 支出の部

項目	予算額	決算額	予算残高	備考
A 教科の部会配分金				
A-01 国語	768,000	764,000	4,000	331人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-02 地歴・公民	704,000	690,000	14,000	294人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-03 数学	836,000	828,000	8,000	363人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-04 理科	756,000	752,000	4,000	325人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-05 保健体育	710,000	716,000	-6,000	307人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-06 音楽	208,000	202,000	6,000	45人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000+少人数部会補助10,000
A-07 美術・工芸	204,000	202,000	2,000	45人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000+少人数部会補助10,000
A-08 書道	206,000	202,000	4,000	25人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000+少人数部会補助50,000
A-09 英語	878,000	880,000	-2,000	389人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-10 家庭・福祉	406,000	412,000	-6,000	155人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-11 農業	370,000	372,000	-2,000	135人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-12 工業	636,000	632,000	4,000	265人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-13 商業	410,000	416,000	-6,000	157人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-14 水産	208,000	204,000	4,000	26人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000+少人数部会補助50,000
A-15 情報	48,000	56,000	-8,000	17人×2,000+規模別均等22,000 支出B-01と合算支出
A-16 特別支援教育	2,180,000	2,154,000	26,000	1026人×2,000+個人均等80,000+規模別均等22,000
A-17 学校保健	200,000	204,000	-4,000	91人×2,000+規模別均等22,000 支出B-02と合算支出
教科の部会配分金小計	9,728,000	9,686,000	42,000	
B その他の部会配分金				
B-01 情報	235,500	244,600	-9,100	全日62校×3,800+定通特6校×1,500 支出A-15と合算支出
B-02 学校保健	361,300	362,800	-1,500	全日76校×4,300+定通特24校×1,500 支出A-17と合算支出
B-03 進路指導	540,800	542,300	-1,500	全日76校×6,800+定通特17校×1,500
B-04 図書館	293,300	293,300	0	全日76校×3,800+定通特3校×1,500
B-05 生徒指導	324,800	326,300	-1,500	全日76校×3,800+定通特25校×1,500
B-06 教育相談	340,500	342,000	-1,500	全日75校×4,300+定通特13校×1,500
B-07 国際教育	227,900	232,200	-4,300	全日54校×4,300+定通特0校×1,500
その他の部会配分金小計	2,324,100	2,343,500	-19,400	
C 事務局費	15,000	12,220	2,780	振込手数料11,770、監査旅費450
D 予備費	62,430	0	62,430	
総計	12,129,530	12,041,720	87,810	

3 残高

収入済額 - 支出済額 = 12,121,632 - 12,041,720 = 79,912 (次年度繰越金)

以上のとおり報告します。

令和6年3月13日 会計担当 菊地 達哉

監査の結果、適正と認めます。

令和6年3月18日 監事 嶋 隆
監事 高橋 克壽
監事 附田 政登

- ・会費を負担する会員の数(3,996名)は、前年と比べ55名の減。
- ・決算以外の令和5年度の報告は、令和5年度第2回評議員会で承認済み。

(3) 第3号議案 「事務執行細則」の全部改正

- ・2月13日の令和5年度第2回評議員会で「事務執行細則」を全部改正して「会計に関する規程」に改めることを発議し、本日議決する日程が承認された。2月に呈示した改正案に対する意見を3月までに集約し、改正案の文言そのものについての意見がなかったことから、2月提案と同じ改正案を呈示する。
- ・2月13日の令和5年度第2回評議員会での提案説明は以下のとおり。
2月以降の変更点は見え消し(削除は見え消し、追加は太字)とした。

——ここから——

「会計に関する規程」の考え方 (令和6年2月13日・令和5年度第2回評議員会議案書再掲)

- ・名称は「事務執行細則」から、規約第8条に基づく「会計に関する規程」に改める。
- ・次年度の会費の額は、各年度の第2回評議員会で決める。
- ・規程は外部に公開されることがあるため、基本線の記載にとどめ、以下の具体的な配分の考え方については「確認事項」として高教研内部のものとする。
- ・すべての会員の会費がすべての部会に配分されることから、次の原則で部会間の公平性を保つ。
 - ・繰越金が多い部会の配分を減じて、全体として会費負担を減ずる
 - ・年度を超えての積立、事実上の還付にあたる物品等の購入、慶弔費の支出はできない
 - ・高校と特別支援学校では、会費を配分する部会の数が異なることから、両者の会費に差をつける(21部会のうち、特別支援学校の教員の会員がほとんど所属していない「教科の部会」が15ある)
- ・各部会への登録(所属)についての変更は無い。ただし教科の部会への所属について、一種(会費負担のある登録)・二種(会費負担の無い登録)の区別は不要となる。
- ・従来どおり、非常勤など会費負担のない会員登録も可能である。
- ・令和6年度の各部会への配分額については、次のようにしたい。案は以下のリンク参照。
<https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2023/20240213yosan.pdf> (外部非公開・4/12削除)
 - ・配分の基準は、過年度の支出決算額に基づく(直近の決算報告は令和4年度のもの)。過年度支出決算額から、積み立てや還付に相当する分を差し引いて実際に部会の活動をするために必要だった額を算出する。
 - ・ほとんどの部会に従来の年度ごとの配分額を超える繰り越しがあることから、令和6年度は次のように配分の上限を設ける。

繰り越し400万円超の部会	上限30万円
繰り越し100万円超の部会	上限50万円
少人数の部会	5万円刻みで令和4年度決算額または配分決算額を上回る額
その他	5万円刻みで令和4年度決算額または配分決算額を下回る額

以上による配分額(案)の合計は~~8,050,000~~ 8,550,000円である。
- ・令和6年度の会費は、高校が2,500円、特別支援学校は~~1,000~~ 1,500円で提案する。
 - ・会員数は、令和5年度に対して1%減とみて、高校2,940名、特別支援学校1,016名で計算した。この人数と会費額での会費の総収入は、~~8,366,000~~ 8,874,000円
- ・上部研究会の大会(東北大会・全国大会)などに備える会計(従来の積立など)のあり方については令和6年度の検討課題とし、将来、必要に応じて「会計に関する規程」に追加する。

——ここまで——

岩手県高等学校教育研究会事務執行細則 ~~(現行)~~ 廃止

第1条 会則第3条に示す部会のうち、教科の部会は個人加入とし、その他の部会は学校単位の加入とする。

第2条 教科の部会とは、次のものを指す。

- (1)国語 (2)地歴・公民 (3)数学 (4)理科 (5)保健体育 (6)音楽
 (7)美術・工芸 (8)書道 (9)英語 (10)家庭・福祉 (11)農業 (12)工業
 (13)商業 (14)水産 (15)情報 (16)特別支援教育 (17)学校保健

その他の部会とは、次のものを指す。

- (18)進路指導 (19)図書館 (20)生徒指導 (21)教育相談 (22)国際教育

第3条 本会の会員は、教科のいずれかの部会に必ず所属する。ただし、養護教諭は特別支援教育部会に属するものを除き、学校保健部会に所属して同部会に一種登録する。なお、会員の所属については、毎年度の初めに各学校毎に「所属部会一覧表」をもって、会長に届け出るものとする。

第4条 第2条後段、その他の部会ならびに情報部会・学校保健部会の所属については、会員の希望の外、各学校の事情による。なお、加入校は毎年度の初めに、各学校毎に「学校単位加入部会加入届」をもって、係代表者および会員名を、会長に届け出るものとする。

第5条 本会の会員は、会費を納入しなければならない。会費は年額 2,300 円とする。納入の方法については別に定める。

第6条 第2条後段、その他の部会に加入した学校の負担金は、別表1. により納入するものとする。ただし、募集停止中の定時制にあつては会費を免除する。

第7条 学校規模別負担金は別表2. により納入するものとする。ただし、この会費の配分については会長一任とする。なお、特別支援学校および私立学校の負担金についても会長一任とする。

付則 本細則は、昭和40年4月1日から施行する。

本細則は、昭和52年9月20日から施行する。

本細則は、昭和53年4月1日から施行する。

本細則は、昭和58年4月1日から施行する。

本細則は、平成4年4月1日から施行する。

本細則は、平成5年4月1日から施行する。

本細則は、平成8年4月1日から施行する。

本細則は、平成12年4月1日から施行する。

本細則は、平成15年4月1日から施行する。

本細則は、平成16年4月1日から施行する。

本細則は、平成18年4月1日から施行する。

本細則は、令和2年4月1日から施行する。

本細則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1.

部会名	負担金	
進路指導	全日制 6,800 円	定時制 1,500 円
図書館	全日制 3,800 円	定時制 1,500 円
生徒指導	全日制 3,800 円	定時制 1,500 円
教育相談	全日制 4,300 円	定時制 1,500 円
国際教育	全日制 4,300 円	定時制 1,500 円
情報	全日制 3,800 円	定時制 1,500 円
学校保健	全日制 4,300 円	定時制 1,500 円

別表2.

学校規模	学校負担金
A 21 学級以上	10,000 円
B 20 学級～15 学級	7,000 円
C 14 学級～ 6 学級	4,000 円
D 5 学級以下及び特別支援学校	免除

岩手県高等学校教育研究会 会計に関する規程 ~~(案)~~ (令和6年4月1日 全部改正)

岩手県高等学校教育研究会規約第8条により、会計に関する規程を次のとおり定める。

第1条 会費の額は、評議員会で定める。

第2条 本会の加盟校は、自校の校長並びに教員(いずれも常勤の者)の人数分の会費を、評議員会が指定した期日までに納入する。

第3条 各部会の配分額は、評議員会で決める。

付則 事務執行細則を廃し、令和6年4月1日制定

令和6年度確認事項

(1) 全体的なこと

ア すべての会員の会費によって各部会が維持されることから、次の原則で公平性を保つ

- ・繰越金が多い部会の配分を減じて、全体の会費負担を適正にする
- ・各部会においては、年度を超えての積立、汎用物品等の購入、慶弔支出はおこなわない
- ・高校と特別支援学校では登録する教科の部会の数が異なることから、今年度の会費は、高校2,500円、特別支援学校1,500円とする

イ 非常勤など会費負担のない会員登録も可とする

ウ 今年度の各部会への配分額については次による

- ・配分の基準は、部会の直近の支出実質決算額に基づく
- ・繰越の多い部会については、配分の上限を設ける

繰越400万円超の部会 上限30万円

繰越100万円超の部会 上限50万円

エ 次年度の配分額と会費は、各部会の前年度決算報告等に基づき、第2回評議員会で提案する

オ 上部研究会の大会(東北大会・全国大会)などに備える会計(従来積立など)のあり方については検討課題とし、将来、必要に応じて「会計に関する規程」に追加する

(2) 加盟校関係

ア 会費を支出する会計は、教員(高教研会員)の会費負担のある会計による

(3) 部会関係 (令和6年5月14日訂正)

ア 研究会の要項、研究集録などの成果物のpdfは、本部事務局へも送付する

開催要項・成果物はすべての会員が参加・利用できるよう本部事務局がウェブ等で公開する

(4) 第4号議案 令和6年度予算(案)

1 収入の部

(単位: 円)

項目	予算額	前年度予算額	前年度決算額	増減		備考
A 前年度繰越	79,912	182,323	182,323	-102,411		
B 会費	8,874,000	11,947,200	11,939,300	-3,073,200		高校2,500円×2,940名+特支1,500円×1,016名
C 雑収入	8	7	9	1		利息
合計	8,953,920	12,129,530	12,121,632	-3,175,610		

2 支出の部

項目	予算額	前年度予算額	前年度決算額	増減	参考 各部会の 令和4年度繰越額	備考
A 部会配分金						
A-01 国語	300,000	768,000	764,000	-468,000	5,886,429	繰越400万円超につき上限30万円
A-02 地歴・公民	500,000	704,000	690,000	-204,000	2,153,043	繰越100万円超につき上限50万円
A-03 数学	500,000	836,000	828,000	-336,000	3,488,731	繰越100万円超につき上限50万円
A-04 理科	500,000	756,000	752,000	-256,000	3,309,332	繰越100万円超につき上限50万円
A-05 保健体育	700,000	710,000	716,000	-10,000	645,752	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-06 音楽	250,000	208,000	202,000	42,000	591,664	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-07 美術・工芸	250,000	204,000	202,000	46,000	259,005	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-08 書道	300,000	206,000	202,000	94,000	359,338	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-09 英語	300,000	878,000	880,000	-578,000	4,746,643	繰越400万円超につき上限30万円
A-10 家庭・福祉	350,000	406,000	412,000	-56,000	383,162	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-11 農業	300,000	370,000	372,000	-70,000	767,993	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-12 工業	600,000	636,000	632,000	-36,000	962,700	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-13 商業	350,000	410,000	416,000	-60,000	582,096	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-14 水産	100,000	208,000	204,000	-108,000	435,500	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-15 情報	50,000	283,500	300,600	-233,500	828,979	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-16 特別支援教育	1,200,000	2,180,000	2,154,000	-980,000	627,300	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-17 学校保健	500,000	561,300	566,800	-61,300	1,510,677	繰越100万円超につき上限50万円
A-18 進路指導	100,000	540,800	542,300	-440,800	2,090,751	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-19 図書館	200,000	293,300	293,300	-93,300	602,930	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-20 生徒指導	700,000	324,800	326,300	375,200	88,361	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-21 教育相談	350,000	340,500	342,000	9,500	365,134	部会の令和4年度支出実質決算額による
A-22 国際教育	150,000	227,900	232,200	-77,900	516,595	部会の令和4年度支出実質決算額による
部会配分金小計	8,550,000	12,052,100	12,029,500	-3,502,100	31,202,115	
B 事務局費	20,000	15,000	12,220	5,000	0	振込手数料, 監査旅費
C 予備費	383,920	62,430	0	321,490	0	
総計	8,953,920	12,129,530	12,041,720	-3,175,610	31,202,115	

- ・会費の部会への配分額は、各学校の登録時(5月8日)に確定する。
- ・会費は高校が2,500円、特別支援学校が1,500円。
- ・会員の数は前年度決算から1%減(端数四捨五入)で試算した。

(5) 第5号議案 その他

4 連絡

(1) 各校・令和6年度高教研会員登録及び会費納入

- ・各校においては、別紙の[高教研第1号「令和6年度高教研会員登録及び会費納入について」](#)のとおり、5月8日(水)までに登録と会費納入をお願いします。

(2) 各部会・岩手県教育委員会への後援申請等

- ・後援申請を希望する部会は、別紙の[事務連絡「岩手県教育委員会への後援申請について」](#)のとおり、5月8日(水)または5月17日(金)までに手続きください。
- ・各部会においては、別紙の令和6年2月の[高教研第7号「令和5年度岩手県高等学校教育研究会各部会の会計決算報告書の提出について」](#)のとおり、6月28日(金)までに決算報告書を含む令和6年度当初の総会議案書の提出をお願いします。

(3) その他

・過年度の要覧や直近の発出文書等は、高教研のウェブサイト限定公開(アドレスを知っている人だけがアクセス可)していますのでご活用ください。

20240412_第1回評議員会資料.pdf (このファイル)

https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2024/co_20240412.pdf

20240412_第1号_高教研登録.pdf

https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2024/01_20240412.pdf

20240412_事務連絡_県教委後援申請.pdf

https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2024/oc_20240412.pdf

20240213_第7号_部会決算書提出依頼.pdf

https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2023/07_20240213.pdf

20240401_最終改正_高教研規約・規程.pdf

https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2024/R_20240401.pdf

令和5年度

20240213_第2回評議員会資料.pdf

https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2023/co_20240213.pdf

過去の要覧

20240213_令和5年度要覧.pdf

<https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2023/2023youran.pdf>

20230207_令和4年度要覧.pdf

<https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2022/2022youran.pdf>

20220208_令和3年度要覧.pdf

<https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2021/2021youran.pdf>

20210208_令和2年度要覧.pdf

<https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2020/2020youran.pdf>

20200212_令和元年度要覧.pdf

<https://www2.iwate-ed.jp/mo2-h/koukyouken/2019/2019youran.pdf>

県立学校は「全県フォルダ」からもご利用いただけます。

[¥¥k-qnp01¥share¥02_情報共有2 \(各事務局\) 【保存期限1年】 ¥高教研¥00_本部事務局](#)

岩手県高等学校教育研究会規約 (令和5年4月1日 全部改正)

(名称・事務局)

第1条 本会は、岩手県高等学校教育研究会と称し、事務局を会長所在校に置く。

(目的・事業)

第2条 本会は、岩手県内の高等学校及び特別支援学校の教育振興のため研修することを目的とし、次の事業を行う。

1. 教科及び教育に関する調査研究
2. 前項についての成果の発表
3. 他の教育研究機関との連携
4. その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 本会は、岩手県内の高等学校及び特別支援学校の校長並びに教員をもって構成され、学校単位に加盟を認める。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。役員の任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。補員の任期は前任者の残任期間とする。

1. 会長 1名：評議員会において選出する。本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長 2名：評議員会において選出する。会長を補佐し、会長不在の時は代理する。
3. 評議員 : 加盟校の校長全員とする。評議員会を組織し、重要事項を審議決定する。
4. 理事 : 部会長とする。部会の運営にあたる。
5. 監事 3名：評議員会で選任する。会計を監査する。

(会議)

第5条 本会は、以下の諸会議を持つ。いずれも3分の2以上の出席(委任状は出席と認める)で成立し、議決は出席者の過半数による。同数の場合は議長が決する。

1. 評議員会：本会の最高機関である。年2回会長が招集し、役員、事業、会計、その他の重要事項を決する。なお、会長は必要に応じ臨時に開催することができる。
2. 理事会：会長が必要により随時に招集することができる。
3. 監事はすべての会議に出席することができる。

(部会)

第6条 本会に次の部会を設け、部会長を置く。部会長は評議員から推薦し、評議員会で承認する。

- | | | | | | |
|----------|----------|----------|------------|----------|--------|
| (1)国語 | (2)地歴・公民 | (3)数学 | (4)理科 | (5)保健体育 | (6)音楽 |
| (7)美術・工芸 | (8)書道 | (9)英語 | (10)家庭・福祉 | (11)農業 | (12)工業 |
| (13)商業 | (14)水産 | (15)情報 | (16)特別支援教育 | (17)学校保健 | |
| (18)進路指導 | (19)図書館 | (20)生徒指導 | (21)教育相談 | (22)国際教育 | |

(経費・会計年度)

第7条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第8条 会計に関する規程は、別にこれを定める。

(改正)

第9条 規約の改正は、評議員会の議決による。

付則 本規約は、昭和40年4月1日から施行する。

昭和58年4月1日	一部改正
平成4年4月1日	一部改正
平成8年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正
令和5年4月1日	全部改正